総務課·地域支援室 ☎(56)2220

緊急速報メール(エリアメール)についてNTTドコモに加え、auとソフトバンクでも配信スタート

「緊急速報メール」

気象庁の発表する緊急地震 要報、津波警報及び国・地方公 は一斉配信する携帯電話会社 に一斉配信する携帯電話会社 に一斉配信する携帯電話会社 に一斉配信する携帯電話会社 に一斉配信する携帯電話会社 に一斉配信する携帯電話 が該当。

(受信設定方法)

設定」→「受信する」

一コー」→「緊急速報」→「受信の設定が必要です。「メールメールがのいででは、一部の機種では次でだし、一部の機種では次でだし、一部の機種では次でに入るの登録の必要もなく、アドレスの登録の必要もなく、アドレスの登録の必要もなく、

【試験送信の実施】

▼日時

発信者 静岡県12月2日(日)午前9時頃

・受信者 緊急速報メールの

県内にいる方。端末を持ち、発信時刻に静岡スマートフォン、タブレット受信機能を有する携帯電話、

参加しましょう。」 ▼発信文案 「本日は地域防災の日です。地震に対するとと をの備えと地震が起こった場 での備えと地震が起こった場 の日です。地震に対する自 の日です。地震に対する自

▼注意事項

音が鳴ります。は、マナーモード中でも着信は、マナーモード中でも着信

のメールは受信できない機種のみ受信可能で、県・市町からい場合があります。・緊急速報メールの受信設定がOFFの場合など、受信できない場合があります。

納税は国民の三大義務の一つ

第30条・納税の義務)一つです。(憲法第26条・教育一のです。(憲法第26条・教育を)の一のです。(憲法第26条・教育ののです。)

対していただいた税金は が期内に納税していただいた税金に、町の財政を圧迫し、行政 時に、町の財政を圧迫し、行政 時に、町の財政を圧迫し、行政 時に、町の財政を圧迫し、行政 サービスの提供に支障をきた サービスの提供に支障をきた サービスの提供に支障をきた

滞納解消に向けた町の取り組み

付のご協力をお願いします。納税者の皆さんには納期内納などの差し押さえを実施し、などの差し押さえを実施し、などの差し押さえを実施し、のお願いをしています。

便利な口座振替のご利用を

町税などの口座振替は、利町税などの口座振替は、利町税などの口座振替は、利町税などの口座振替は、利町税などの口座振替は、利町税などの口座振替は、利町税などの口座振替は、利町税などの口座振替は、利町税などの口座振替は、利町税などの口座振替は、利町税などの口座振替は、利町税などの口座振替は、利

納税が困難な場合は

税務課に相談してください。 事情で納期限までに納めるこ 生活困難や事業不振などの

平成24年11月から12月までの期間、強化します

滞納整理強化月間」のお知らせ

税務課・徴収室 ☎(5)2223

大井川の現状を学び、環境保全と流域改善を考えまし の「中流から源流部」を視察

27日の2回 を学ぶ視察会]を10 る大井川の清流を守る研究協 大井川中流 川根本町 島田市・ 掛川市・菊川 の5市2町 ました。 (いずれ から源流部まで 根本町長) 市・吉田 月19日と ŧ. 1 で構成す

ろ行くことがない中流から田 さに驚いた」「今、私たちが 代ダムまでの源流部を視察し で境とした河床問題の深刻 の住民28人(2回の合計) 公募で申し込んだ大井川流 静岡市にある椹島 塩 0 堀郷ダ +

川の総延

長は

168

きっあ

参加者かる

流

部

状況を視

察し 源 が参加し、

ーッジに宿泊しまし

境保全と流域改善の意識を喚

起する目的で開催しました。

井川の現状を学び、

流域の環

生態系機能を維持するため大

人々に親しまれ、

Ш

としての

大井川

の恩恵を受け、

で暮らす人

々

がこ

れ

▲田代ダムで東電職員から説明を受ける



▲源流部を視察する参加者(赤崩れ)

した。川を見つめ直す機会となりまいった感想が述べられ、大井 来 ることは 何 だろうか」と

川根本町森林レクリエーション推進協議会事業

景観保全のためイロハモミジを 植樹しました

川根本町森林レクリエーション推進協議会(筒 井佳仙会長)は、10月22日に、観光客が多く訪れる 長島ダム湖上駅周辺において、イロハモミジ植樹 事業を行いました。

当日は、所属する団体から8人が参加し、景観 保全のため広葉樹を植樹するとともに、食害対策 用の防護柵を設置しました。





▲写真定60本のイロハモミジを植樹、街食害対策を施す 参加者

商工観光課・商工交流室 ☎(58)7077

事業者の皆さま、補助制度をご利用下さい

おもてなしの店づくり整備事業

町内での消費拡大、商業地の活性化及び町のイ メージアップのために支援を行います。

【申請できる業者】

- ①町内に住所を有する者を事業主とし、町内に店 舗等を有する商店等3者以上で組織される団体。
- ②町内に事業所を有する小規模企業者3者以上で 組織される団体。

【対象事業と補助率】

★おもてなしの店 建築事業

▶自己の所有する店舗又はサービスを提供する場 の新築工事及び既存施設の改築又は増築工事の 事業。

★おもてなしの店 環境整備事業

- ▷店舗等における備品購入及び整備の新設又は更 新の事業。
- ▶補助率 事業費の3分の1以内
- ▶補助額 上限50万円(千円未満は切り捨て)

商工観光課・商工交流室 ☎(58)7077